

## 令和7年度 第1回学校運営協議会

令和7年5月9日（金）9:00 会議室

司会：教頭

- 1 校長あいさつ
- 2 新規委員任命書交付
- 3 授業参観（9：15～9：40）【教頭】
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長選出
- 7 副会長の指名
- 8 議長選出
- 9 前回会議録確認【尾白】
- 10 熟議【議長】
  - (1) 令和7年度学校運営の基本方針について（いじめ防止基本方針を含む）
  - (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
  - (3) その他、意見交換
- 11 報告
  - ・屋上庭園ボランティア
  - ・学習ボランティア
  - ・生活ボランティア
  - ・給食配膳ボランティア
  - ・タブレット配線ボランティア
- 12 連絡事項
  - ・次回議長選出
  - ・自己評価について

※会終了後、集合写真撮影

今後の日程（予定）

第2回学校運営協議会	6月11日（水）	13：00～15：00
第3回学校運営協議会	7月23日（水）	9：00～11：00
第4回学校運営協議会	12月16日（火）	10：00～12：00
第5回学校運営協議会	2月 3日（火）	10：00～12：00

# 学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月9日 金曜日 9:00～11:00  会議室	熟議テーマ(例) (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 確認 (2)いじめ防止等の基本的な方針について (3)夢育やらまいかCS加算分についての 意見書について (4)学校運営協議会の自己評価(本年度の目 標)について	9:15～40授業参観
2	令和7年 6月11日 水曜日 13:00～15:00  会議室	熟議テーマ(例) 今後の学習支援活動について ①屋上庭園について ②学習ボランティアについて ③生活ボランティアについて ④地域人材の活用について	13:15～13:40授業参観
3	令和7年 7月23日 水曜日 9:00～11:00  会議室	熟議テーマ <input type="checkbox"/> 特色ある学校づくり <input type="checkbox"/> キャリア教育の実践について <input type="checkbox"/> いじめ防止等の基本的な方針について <input type="checkbox"/> 校則・きまり <input type="checkbox"/> 学校評価アンケートの項目の検討 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価 <input type="checkbox"/> 学校の抱える課題と改善策 <input type="checkbox"/> 支援策の具体化	学校運営協議会の自己評価表
4	令和7年 12月16日 火曜日 10:00～12:00  会議室	熟議テーマ (1)学校経営方針具現のための手立てについ て ・「学校に関するアンケート」結果・評価分析・改 善方策の説明 ・学校関係者評価 ①成果②課題③学校としての改善方策につい て④「いじめ防止基本方針」の取り組みについ て⇒次年度へ	10:15～10:40授業参観
5	令和8年 2月3日 火曜日 10:00～12:00  会議室	熟議テーマ (1)次年度学校運営の基本方針について 承認 (2)学校運営協議会の自己評価 (3)夢育やらまいかCS加算分の報告	10:15～10:40授業参観 学校運営協議会の自己評価表

## 令和7年度 学校運営協議会委員等一覧

No	御芳名	役 職
1	井嶋 吉廣	学校運営協議会委員（自治会顧問）
2	齋藤 良夫	学校運営協議会委員（自治会長）
3	内藤 明子	学校運営協議会委員（民生委員・主任児童委員）
4	白井 俊早	学校運営協議会委員（PTA会長）
5	今井 孝	学校運営協議会委員（さなる幼稚園）
6	稲葉 大輔	学校運営協議会委員（元浜松市議会議員）
7	山内あけみ	学校運営協議会委員（大平台シニアクラブ副会長）
8	幅 あけみ	学校運営協議会委員（民生・児童委員会会長）
9	シムキュマン	学校運営協議会委員（元PTA会長）
10	伊藤 真弓	学校運営協議会、学校支援コーディネーター（大平台明るいまちづくり実行委員会事務局長）
11	荻 哲也	学校支援コーディネーター
12	今明 真理	学校支援コーディネーター
13	尾白 栄子	CSディレクター
14	野嶋 俊之	オブザーバー（入野協働センター館長）

# 令和7年度 浜松市立大平台小学校職員写真



校長 安藤 靖之



教頭 大澤真一郎



教務主任 遠藤芳枝



1年1組 稲垣和歌子



1年2組 笠原佑花



1年3組 村上陽子



2年1組 松野将拓



2年2組 中村初佳



3年1組 中島進之介



3年2組 三宅昌樹子



3年3組 栗田知明



4年1組 鈴木めぐみ



4年2組 勝本尚宏



5年1組 藤崎卓



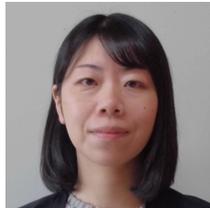
5年2組 鈴木威稜



5年3組 大石千佐子



6年1組 古橋嶺



6年2組 倉田亜由美



6年3組 宮崎幸子



ひまわり1組 大石洋子



ひまわり2組 加茂琢弥



フリー 平井美紅



外国人指導 新村朋子



養護教諭 木下香



栄養教諭 水野渚紗



事務職員 石川絵里加



育休 富永百加

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日  
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 1 開催日時 令和7年2月6日(木) 10:00~12:00
- 2 開催場所 大平台小学校 会議室
- 3 出席委員 井嶋 吉廣、齋藤 良夫、内藤 明子、田中 基生  
シム キュマン、今井 孝、稲葉 大輔、山内 あけみ  
幅 あけみ、伊藤 真弓
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 徳増 宏之(入野協働センター館長)
- 6 学校支援コーディネーター 今明 真理
- 7 学 校 戸嶋 秀樹(校長)、大澤 真一郎(教頭)、竹内 由里子(教務主任)  
尾白 栄子(CSディレクター)
- 8 傍聴者 4人
- 9 会議録作成者 CSディレクター 尾白 栄子

10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、内藤委員を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 来年度の学校運営方針について
- (2) 学校運営協議会自己評価について

12 会議記録

司会の大澤教頭から委員総数10人のうち10人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 来年度の学校運営方針について

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき来年度の学校運営基本方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・基本方針について、先生方が子供たちのためにどう現場に落とし込むか、また、先生だけでなくPTA、保護者に対してどう示せるかが大切であると感じた。低学年、中学年、高学年と、6年間で段階を踏んで成長していくことが理解できた。入学前の幼稚園から小学校卒業後中学、高校へとつながっていくことが望ましい。高学年の「あえてやる」については、自分のためになることを小学校のうちから取り組むことがあっていいと思う。課題解決のためには、先生と保護者間のコミュニケーションも大切で、自治会と学校との関わりも同様に感じる。 …田中委員
- ・ランドデザインはどのように保護者に伝えるのか。 …今明コーディネーター
- ・PTA総会で話す機会が以前はあったが、紙面のみとなっている。 …戸嶋校長
- ・コロナ前は校長先生の話をも直接聞ける機会があった。校長先生の言葉を直に聞けるのが望ましい。 …今明コーディネーター
- ・対面が難しいようであれば、動画やYouTubeもいいと思う。 …シム委員
- ・参観会の保護者向けに動画を流すのもいいが、4月中に校長先生の話をも聞ける機会がある方がいい。 …伊藤委員
- ・理想を実現することに向けて、保護者と同一歩調で子供をよくしていきたいと思う。保護者や地域の方々の方向性や意見を聞く座談会等を設けることも案としてある。 …戸嶋校長

・「高めよう」では、調整する力とあるが、調整という言葉は、前向きにとらえにくい面もあるので、子供も保護者もどう受け止めるかが大切だ。キャリアノートに書かれたことがどのように進捗していくか家庭でも共有され、コンセンサスを得られることが大事だと思う。 …稲葉委員

・目標に対して何をどうするか、自分と向き合いながら、付け加えていけるようにと考えている。 …戸嶋校長

・低学年のうちからできている子は取り組んでいると思う。高学年でもプレッシャーを感じることもなく、成長していくことを保護者にも理解してもらえと思う。 …シム委員

・大平台の近隣の学校と教育活動の方向性について話す機会があるのか？ …田中委員

・入野中学校区で研修を通して話す機会がある。 …戸嶋校長

・4校だけでなく、幼稚園からつながる大きな流れとなってほしい。 …田中委員

・小学校、中学校とも、それぞれに地域性がある。よりよい方向に向かってほしい。 …内藤委員  
協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

## (2) 学校運営協議会自己評価について

・基本方針を聞いていろいろな方向性があると思った。委員として子供たちを見ている中で、入学した頃の1年生は、ざわざわした様子だったが、6年生になるとしっかり勉強していると感じる。現在は、学校全体が落ち着いていると思う。来年度も今年度同様に取り組みたい。 …項目1、4 齋藤委員

・3校の様子を見ている。大平台小の子供たちは、のびのびしていて自発的と感じる。地域の行事にも積極的にに関わり、基本的な行動ができていると思う。子供たちにとって過ごしやすい教育環境があり、それが教育方針につながっていると感じる。 …項目1、2、4 幅委員

・今年度、PTAとして運営協議会に関わり、サッカーの指導者としても子供たちと関わった。目標やガイドラインから、子供たちみんなが力をつけてステップアップして、1年間の結果をうれしく感じる。今年度の目標を来年度にもつなげていきたい。 …項目1、2、4 シム委員

・校長先生の思いがチーム大平台に伝わり、よりよく高めていると思う。4校と関わっているが、大平台小学校は子供たちも先生方ものびのびとしている。運営協議会も自由闊達で地域の特性と感じる。大平台小を卒業した成年たちも地域の活動に積極的に参加してくれている。 …項目1、2 徳増ワザパー

・自治会、PTA、幼稚園、運営協議委員会と地域をつなげる役目としての視点から考えている。学校と連携して地域のつながりがあるが、4校でのPTAのつながりが気になる。 …項目3、4 今井委員

・3月にPTAの集まりがある。 …シム委員

・基本方針、校長先生の思いがとてもわかりやすく理解できる。ランチルームでの先生方とのグループ協議は来年度も行ってほしい。学校支援活動として生活ボランティア、学習ボランティアを取り組み、来年度はより活動していきたい。来年度は先生とつながりを持ち、運営協議会がよりよくなるようにしていきたい。 …項目1、2、4 伊藤委員

・保護者にPTAや運営協議会の活動を情報発信していくことが大切と感じる。 …項目4 稲葉委員

・運営協議会の委員になり、勉強になった。横断歩道で子供たちの登校の様子を見ている。校門で校長先生が明るい声であいさつをして、子供たちが元気にあいさつをする姿がとてもいいと感じる。 …項目2、4 山内委員

・自治会として長年大平台小学校と関わってきて、戸嶋校長先生の学校運営、教育方針に感銘する。来年度も期待している。 …項目1、4 井嶋委員

・2年間、運営協議会に携わった。先生方のリアルな声を保護者が聞ける場があるといいと思う。運営協議会に保護者が増えてもいいのではないかと。元PTAとしても今後も関わりたい。保護者と先生方との座談会等直接話す機会を設けてほしい。 …項目4 田中委員

・運営協議会の委員の発言が多く、熟議がしっかりできている。夏の先生との研修は、3回目になるが学校の取り組みが理解でき、勉強になる。先生との距離も縮まるので今後も続けてほしい。

…項目1、2、4 内藤委員

### 13 報告

#### ○夢育やらまいか事業（CS加算分）の使用について

・夢育やらまいか事業に対する意見書に基づき使用した。

…大澤教頭

#### ○生活ボランティアについて

・学習ボランティアからの参加者が毎週2～3人、5時間前から教室に入っている。午前中から参加するボランティアもいる。参観会の時とは違う子供たちの様子に驚いたとの報告があり、ボランティアを必要とする現状を知っていただけた。実際の子供たちのいいところもよくないところも見守ることを続けていけるよう、より進めていきたい。先生方がどう感じているかも聞いていきたい。

…今明コーディネーター

・今明さん、伊藤さんを中心に学習ボランティアの参加者から、生活ボランティアの参加を勧めた。教室に何度かボランティアに入ると子供たちと顔見知りになり、慣れてきている。先生方からも感謝の言葉をいただいている。今後は図書館ボランティアに声掛けをし、保護者にも参加を促したい。

…内藤委員

#### ○その他連絡事項等

卒業証書授与式と入学式の出欠席と来年度の学校運営協議会について、大澤教頭より説明があった。

次回予定 令和7年度 第1回 学校運営協議会 5月9日（金）9：00～11：00

## 令和7年度 大平台小学校 学校経営方針

### 【学校教育目標】

## 未来を切り拓く わかばの子

### 【教育をめぐる現状】

超スマート社会（society5.0）の実現に向け、先端技術が高度化して社会の在り方そのものが劇的に変化し、予測が困難な時代となっている。アフターコロナの学校の在り方については次第に落ち着きが見られてきているが、未来に向けた持続可能な諸活動の在り方が依然問われていることから、まだまだ学校教育をめぐる状況は大きな変化のうねりの中にあると言える。国は、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図る「令和の日本型学校教育」を目指し、35人学級やGIGAスクール構想の具現を進めてきた。浜松市では、新たに始動となる第4次浜松市教育総合計画において、「自分らしさ、協働、主体性、自己調整、粘り強さ」をキーワードとした目指す子供像を設定している。

### 【地域の実態】

大平台は、浜松市中心から西方6kmほど離れた三方原台地の南端、佐鳴湖西岸に位置し、古くから「大平」と呼ばれていた。佐鳴湖西岸の開発の折、西岸遺跡群（大平遺跡、明善遺跡など）が発見された。これら遺跡群は、縄文時代から弥生・古墳・奈良・平安・中世時代のもので、古墳時代には多くの集落が成立し中世以降には、畑作として利用されることが多かった。現在は、佐鳴湖西岸土地区画整理事業によって開発され、緑あふれる町並みとともに新興住宅地として発展途上にある。

本校は、平成17年4月に開校し20年が経過、昨年度、20周年の記念行事を開催した。これまで、学校や地域の様々な行事に協働体制を基本として取り組んできたことにより、自治会、地域諸団体との協力、信頼関係が構築されてきた。新しく開発された地域であるため核家族家庭が多いが、学校の教育活動には協力的であり、地域を学ぶ学習や行事を通して、地域の学校として根付きつつある。

### 【児童の実態】

開校時の平成17年度は児童数537名、16学級であったが、その後児童数が加速度的に増え、平成22年度には児童数823名、25学級となった。それ以降児童数は、少しずつ減少してきている。

子供たちは、家庭環境や教育環境に恵まれ、明るく素直で活動的である。学力は比較的高く、ほとんどの子供は基本的な生活習慣が身に付いている。穏やかな性格で優しい子が多く、任されたことは真面目に取り組み、自分の目標に向かっ

て努力することができる。その反面、自分で判断して行動することや自分で課題を見つけて粘り強く追究することを苦手とする子供が少なくない。体を動かすことや外遊びについては進んで行う子と避ける子の二極化が見られる。

発達に課題をもつ子供や集団に適應できない子供は年々増えている。外国につながる子供についても全体の6%ほど在籍していて、母語や日本語の獲得が不十分なため、サポーターによる学習支援や個別指導を行っているが、特に国語科や算数科の基礎学力の定着には課題がある。そのため、令和3年度より放課後ボランティアによる個別指導を行っている。

### 【目指す子供の姿】

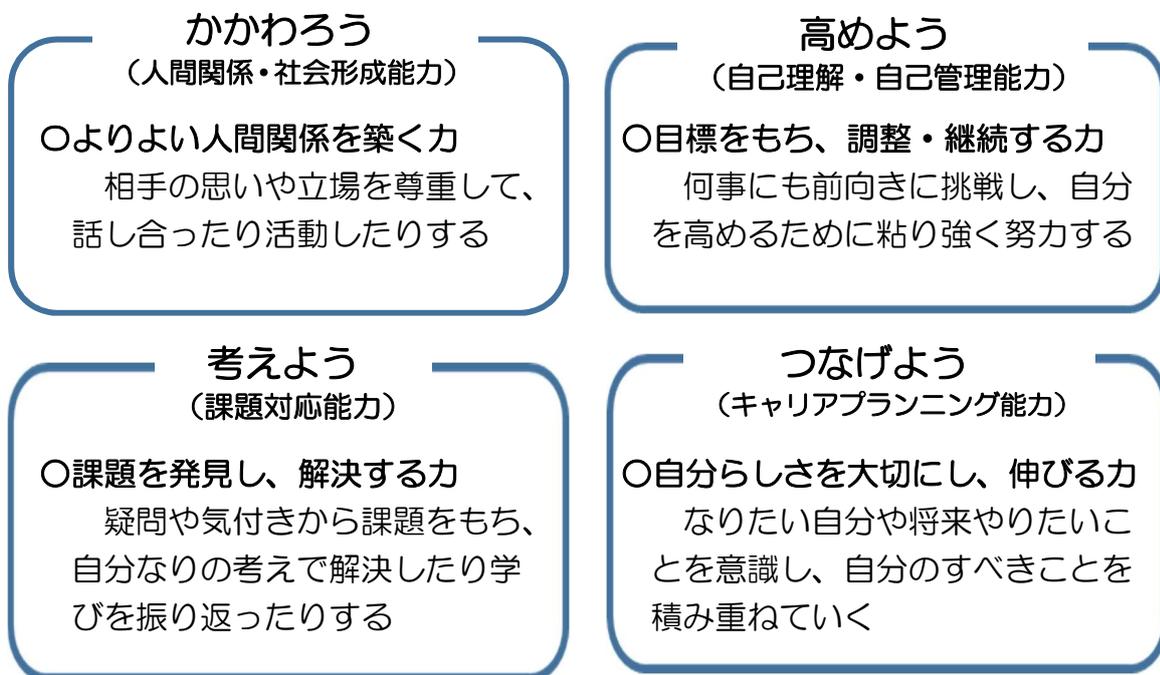
教育をめぐる現状と地域や児童の実態を踏まえ、令和4年度より学校教育目標を「未来を切り拓く わかばの子」とした。自分のよさや可能性を發揮し、他者と協働しながら社会の変化と向き合い、主体的に人生を切り拓き、未来の創り手となる子供の育成を目指している。

『知』…学ぶ喜びを実感し、主体的・協働的に学び続ける子

『徳』…関わり合う中で自ら考え、判断し、行動できる子

『体』…心身の健康の保持増進を目指して実践できる子

### 【子供たちに身に付けさせたい力とキーワード】



## 【令和7年度 目指す学校の姿】

- 子供たちが、「よりよく」伸びようとしている
- 保護者・地域からの信頼と協力が得られている
- 教員がウェルビーイングな働き方をしている

### 【自分がよりよく】

- ・自分がすべきことに前向きに取り組み、着実に進む力を高めたい  
→身の回りのこと、自分の役割、授業や家庭学習、学校行事…  
→「選択」を意識…どちらが自分のため？
- ・自分にとって必要なことを自分で考え、決める力を高めたい  
→めあて、目標設定、励ましや価値付け（多目標は危険）など  
→どの場面で設定？、形式的にならない、気になる児童は必ずチェック

### 【共によりよく】

- ・「相手の思いを考えよう」という気持ちを育てたい  
→心の日、道徳、特活、SST、人間関係プロ、いじめ・トラブル対応  
→先生の考えや気持ちを伝える ふわふわ言葉、チクチク言葉の意識
- ・上級生、下級生が互いに思いやる気持ちを育てたい  
→縦割り清掃、わかば遊び、異学年交流など  
→6年生（高学年）への労い、適切な指導 下級生の態度を価値付け

### 【学びでよりよく】

- ・「選ぶ」と「協働」による学びについて、さらに考えたい  
→R4・5の総合、生活、R6の教科研修を基盤に  
→従来の授業にとらわれない挑戦的取り組みを
- ・子供が意欲的に学び、自分の伸びを実感できる学習を目指したい  
→まとめや振り返りの在り方、次単元への導入  
→教材や導入でのひと工夫、子供の取り組みの価値付け

(低学年) やってみたい → やってよかった!のスパイラルを狙う  
(中学年) 自分のため → 自分向上の価値を高め、意識化を図る  
(高学年) あえてやる → 頑張る、努力って大切だと実感させる

### 【よりよく伸びる土台、温かい学級づくり】

- ・確実な子供理解と信頼関係づくり  
→「〇〇先生なら安心だ!」と思わせたい  
→思いを聞き、理解を示す 褒め言葉と「ありがとう」をたくさん
- ・どの子も居場所があり、互いに認め合う雰囲気づくり  
→「このクラス好き!」と思わせたい  
→役割や出番があり認められる 先生が全員を大事にする姿を見せる

## 【職員・職員集団も「よりよく」】

### 〔本校職員としての基本的な在り方〕

#### ◎子供も人、教師も人、人と人

- ・教員の都合で子供の気持ちを軽く扱わないよう意識する
- ・子供も先生がどんな「人」かを見ています

#### ○教育のプロとしての自覚をもっている

- ・私たちの指導・支援が子供の人間形成、社会自立へとつながっている
- ・保護者や地域の方々に「さすが！」と思わせる

#### ○自分を振り返る意識をもっている

- ・教室ではただ一人の大人、自分が全て正解とは限らない
- ・子供たちにとって一番身近な社会人（言葉、服装、立ち居振る舞い）

#### ○知識と技能を学び続ける意欲をもっている

- ・自分のため、子供たちのために自分を高める
- ・職員相互で学び合い、高め合う

### 〔本校職員の具体的な心得〕

○子供の思いに共感し、親身になって子供に寄り添う

○自分のよさ、強みを積極的に発揮して学校運営に参画する

○同僚個々のよさをリスペクトし、チームワークを大切にする

○保護者や地域の方々とも良好な人間関係を築き、信頼を得る

○危機意識のアンテナを張り、未然防止、早期発見に努める

### 〔健康的で、心にゆとりのある職員集団づくりのために〕

○自分の人生を大切にできる働き方ができていますか

→今だけではなく、自分の○年後を見つめましょう（健康、家族、仕事）

○笑顔と明るい挨拶ができていますか（子供、保護者、来客、職員間）

→笑顔と張りが与える安心感が信頼になっていきます

○互いの気付きを伝え合う職員関係ができていますか

→よいことはよい、よくないことはよくないと伝え合いましょう

○何事も「チーム大平台小」で対応できていますか

→どんなことも皆で共有し、相談する習慣を皆でつけていきましょう



学校教育目標

# 未来を切り拓く わかばの子

【第4次浜松市教育総合計画】

描く夢や未来の実現  
自分らしさ・協働・自己調整



【入野中学校区目指す子供の姿】

夢に向かって  
たくましく生きる子供

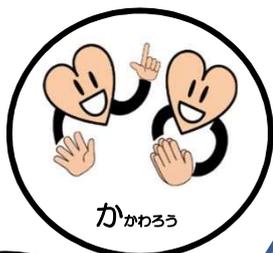
【目指す学校の姿】

- 子供たちが、「よりよく」伸びようとしている
- 保護者・地域からの信頼と協力が得られている
- 教員がウェルビーイングな働き方をしている

## 【かかわろう】

(人間関係・社会形成能力)

- よりよい人間関係を築く力  
相手の思いや立場を尊重して、話し合ったり活動したりする



かかわろう

## 【高めよう】

(自己理解・自己管理能力)

- 目標をもち、調整・継続する力  
何事にも前向きに挑戦し、自分を高めるために粘り強く努力する



たかめよう

知

学ぶ喜びを実感し、  
主体的・協働的に  
学び続ける子

### 生きる力

徳

関わり合う中で  
自ら考え、判断し、  
行動できる子

体

心身の健康の保持  
増進を目指して  
実践できる子



かんがえよう



つなげよう

## 【考えよう】

(課題対応能力)

- 課題を発見し、解決する力  
疑問や気付きから課題をもち、自分なりの考えで解決したり学びを振り返ったりする

## 【つなげよう】

(キャリアプランニング能力)

- 自分らしさを大切にし、伸びる力  
なりたい自分や将来やりたいことを意識し、自分のすべきことを積み重ねていく

互いを認め合う温かい学級 子供の心に寄り添う生徒指導

発達支援教育の理念

地域から信頼され、地域に根ざし、地域とともに歩む学校  
わかばの子 学校応援団 (CS学校運営協議会)



R7 年度

## 浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針

浜松市立大平台小学校

# 浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	5
(4)	地域や家庭との連携	5
(5)	関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
(1)	大平台小年間指導計画	7
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	10
(4)	いじめに対する措置	12
(5)	関係機関との連携	12
(6)	学校における教育相談体制の整備	133
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	13
(8)	いじめが「解消している」状態	13
(9)	「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
(1)	地域の役割	13
(2)	家庭の役割	14

第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味 .....	14
(1)生命心身財産重大事態 .....	14
(2)不登校重大事態.....	15
(3)子供や保護者からの申立て .....	15
2 重大事態の調査組織.....	15
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告 .....	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教諭、外国人担当教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教諭 : いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ 外国人担当教諭

：児童生徒の表れを注視し、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

コ SC : 心理に関する教育相談を担う。

サ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1)大平台小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆職員会議・生徒指導委員会・いじめ対策委員会・発達支援委員会 ・基本方針・組織の確認 ◆バトンタッチの会（配慮児童引継ぎ） <input type="checkbox"/> ○始業式・入学式 ・基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 授業開き ・学年・学級開き ・キャリア・パスポートオリエンテーション ・はままつマナー ◆校内研修（年間計画） <input type="checkbox"/> 通学班会 <input type="checkbox"/> 参観会・懇談会、PTA総会、個別面談、学校運営協議会・基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 学活（学級目標の設定） <input type="checkbox"/> 道徳（友情・信頼）	7	<input type="checkbox"/> 教育相談 ◆生徒指導・いじめ対策委員会 ◆校内研修 ・1学期の取組について ・児童生徒の特性の理解と適切な支援（発達・外国人等） ・事例検討 ・基本方針の見直し	2	◆○学校運営委員会 <input type="checkbox"/> わかば（縦割り）遊び <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> 地域ボランティアに感謝する会 ◆校内研修 ・今年度の取組について ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 生活アンケート ◆生徒指導・いじめ対策委員会
		9	<input type="checkbox"/> 2 学期授業開き ・人間関係づくり <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 前期振り返り（CP） ◆生徒指導・いじめ対策委員会	3	<input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小情報共有 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り（CP） ◆生徒指導・いじめ対策委員会
5	◆校内研修（いじめ未然防止） <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 縦割り活動開始 ◆生徒指導・いじめ対策委員会	10	<input type="checkbox"/> 後期のめあて（CP） <input type="checkbox"/> わかば（縦割り）遊び ◆校内研修（個別最適な学び・協働的な学びの授業研究） <input type="checkbox"/> 林間学校 ◆生徒指導・いじめ対策委員会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔年間〕</p> <input type="checkbox"/>授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。  <input type="checkbox"/>温かい学級や望ましい人間関係づくりの基盤となる「かかわるスキル」を心の日の中で実施する。  <input type="checkbox"/>朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」等の取組を行う。  <input type="checkbox"/>誕生月の児童の名前を放送で紹介するハッピーバースデー放送の実施  <input type="checkbox"/>毎月「心の日」を設定し、「はままつマナー」の活用や、情報モラルの指導を実施する。  <input type="checkbox"/>行事等での異学年交流を積極的に行う。           </div>
6	◆つどい（朝礼）での、命やいじめについての校長講話 <input type="checkbox"/> 命について考える話し合い <input type="checkbox"/> ◆民生委員と語る会 <input type="checkbox"/> 道徳（思いやり） <input type="checkbox"/> 参観会・学校運営協議会 <input type="checkbox"/> わかば（縦割り）遊び <input type="checkbox"/> クラブ活動① ◆生徒指導・いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> クラブ活動② <input type="checkbox"/> 道徳（相互理解・寛容） <input type="checkbox"/> 1 回目いじめアンケート	11	<input type="checkbox"/> 学習発表会 <input type="checkbox"/> わかば（縦割り）遊び ◆生徒指導・いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> 道徳（公正、公平、社会正義） <input type="checkbox"/> 2 回目いじめアンケート <input type="checkbox"/> 学活（後期の振り返り） ◆生徒指導・いじめ対策委員会		
7	<input type="checkbox"/> 学活（1 学期の振り返り）	12	<input type="checkbox"/> 3 学期授業開き ・人間関係作り <input type="checkbox"/> 給食週間（感謝の手紙） <input type="checkbox"/> ◆民生委員と語る会 ◆生徒指導・いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> 道徳（感謝）		

CP：キャリア・パスポート

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「未来を切り拓く わかばの子」の具現化を目指し、【かかわろう】「相手の思いや立場を尊重して、話し合ったり活動したりする力」【高めよう】「何事も前向きに挑戦し、困難があってもくじけずに努力する力」【考えよう】「取り組みを振り返り、情報を選択・判断して課題を解決する力」【つなげよう】「なりたい自分や学びのつながりを意識して、やるべきことに自ら取り組む力」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・つどい（朝礼）での、命の大切さをテーマとした校長講話の実施
- ・いじめや命の大切さをテーマとした授業の実施
- ・道徳での関連項目の重点指導
- ・毎月「心の日」を設定し、「かかわるスキル」としてSSTを取り入れていく。

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

#### 【小】

4月	学級活動での学級目標の設定
6月	「つどい（朝礼）」での、命やいじめについての校長講話
6月	「命について考える」をテーマにした話し合い
10月	学級活動での情報モラルについての授業の実施
年間	温かい学級や望ましい人間関係づくりの基盤となる「かかわるスキル」の実施

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

#### 【小】

年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話し合い
----	-----------------------------

年間 4月	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養 オリエンテーションを実施し、一人一人が安心して生活できる学級のルールの共通理解
5月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート） 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実についての研修（協働的な学びの基盤づくりといじめの未然防止との関係性）
6月 学期末	同じ学年の他の学級の授業を参観し合い、よさを伝え合う。 キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
【小】 4月 5月 6月 7月 11月 1月	「はままつマナー」を活用した振り返り 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業の実施 「公正・公平・社会正義」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業とボランティアに感謝する会の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
【小】 4月 4月 6月	前年度の担任等から、児童についての情報を引き継ぐ「バトンタッチ会」の実施 外国につながる児童の在籍学級や発達支援学級に在籍する児童の交流学級に対して、接する上で大切なことについて児童への説明の実施。 「命やいじめについて」の校長講話を受けた各学級での話し合い 多様性の理解に向けた縦割り清掃と、縦割り遊びの実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
【小】 年間 年間 毎月 毎月 6月	帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組 誕生月の児童の名前を放送で紹介するハッピーバースデー放送の実施 「心の日」を設定し、「はままつマナー」の活用や、情報モラル指導の実施 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は

認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：7月→1回目いじめアンケート  
11月→2回目いじめアンケート  
2月→生活アンケート（記名）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「生徒指導主任」から説明する。
- ・学校での実施を基本とするが、児童の状況に応じて家庭での実施を検討する。
- ・いじめアンケートと生活アンケートについては、校内で指定された期日までに、速やかに教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：7月中旬に全員実施する。  
2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。
  - ・毎週金曜日を「教育相談日」とし、学期に一度、保護者に案内を出し、スクールカウンセラー、本校職員への相談ができることを周知する。
- ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

## (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

## (8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ② いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

## (9) 「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立大平台小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進

します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

## (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

## 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

#### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める

とき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

## (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

## (3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため

の支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(大平台小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 放課後学習支援を来年度も充実させたい。
- 屋上庭園も新たな目標をもって取り組みたい。
- 今年度、給食ボランティア、環境整備のサポートボランティアを行っていく。さらに、クラスで困っている子を支援する生活ボランティアの導入を進めていくために協議していきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・基本方針、校長先生の思いがとてもわかりやすく理解できた。
- ・活発な意見交換ができ、熟議がしっかりできていた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・生活ボランティアの導入について熟議をすることができた。
- ・教職員との話し合いの場を持てたことが大変良かった。
- ・学校支援活動として生活ボランティア、学習ボランティアについて熟議をすることができた。
- ・学校運営協議会として、学校と地域、自治会、PTA、幼稚園をつなげる役目としての視点から熟議を進めることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・もっと保護者にPTAや運営協議会の活動を情報発信していくことが大切と感じる。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- ・生活ボランティアの本格実施に向けて各種ボランティアの仕組みを整理したい。
- ・夏の教職員との話し合いは3回目になるが、学校の取り組みが理解できた。先生の生の声が聞けたり、意見を述べたりできるので今後も続けたい。
- ・座談会等を行い、先生方のリアルな声を保護者が聞ける場があるとよい。そこからの生の声を協議会での熟議に生かしたい。

(様式1)

令和7年5月12日

浜松市立大平台小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 今井 孝 様

浜松市立大平台小学校運営協議会  
会長 シム キュマン

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月9日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ①低学年を中心とした生活面で、困り感をもっている子への支援や諸活動が円滑に進むための支援が必要である。
- ②学力の定着が不十分な子、集中できない子、自主学習を苦手としている子への手立てを講じるべきである。
- ③職員と保護者、学校運営協議会が連携して子供たちのために教育活動を進めていくべきである。
- ④屋上庭園を中心とした校内環境の改善を図るため、花壇を整備すべきである。

(様式1)

学校番号 (小 中 )  
令和7年度 学校運営協議会自己評価表  
浜松市立 ( 大平台小 ) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

--

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

--

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

--

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった  
(理由)

--

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	火	新任職員紹介・職員会議・歓迎昼食会	木 集団登校 PTA三役会② 1・2年13:35下校3-5年14:20下校6年15:00下校尿検査①	日	火 学年主任者会③	金 市教研(教科A)	月 【特特4 全校11:45下校(給食なし)】
2	水	職員写真撮影・バトンタッチの会・教科部会	金 (特5) 14:00下校 集団登校 校外学習予備日 学年主任者会①	月 眼科検診(全学年)6年 委員会15:00下校 学年主任者会②	水	土	火 (1年13:10 2-6年14:00下校) 給食開始 避難訓練
3	木	職員会議・教材採択PTA三役会①	土 憲法記念日	火 入野中入学説明会	木 1・2年13:10 3年14:00 4-6年クラブ15:15下校 PTA三役会③	日	水
4	金	全体研修・学級環境整備	日 みどりの日	水	金	月 成績交換・市教研(教科B)	木 下書き読み合わせ(学年)PTA三役会④
5	土		月 こどもの日	木	土	火 市教研(領域A)	金 (特5) 14:00下校 教務部会(下書き点検)
6	日		火 振替休日	金 わかば(縦割り)清掃開始・教育実習終了	日	水 市教研(領域B)	土
7	月	始業式(2~6年生) 2~5年生10:20 6年11:30下校(入学式準備)	水 集団登校最終日	土	月	木	日 第3回資源物回収
8	火	入学式AM 1年生PTA役員選出 2~6年生休業日	木 PTA常任委員会②	日	火	金	月 6年委員会(5年の一部も参加)15:00下校
9	水	(特3)通学班会 集団登校~5/7 11:20集団下校	金 CS会議	月 (特5)つどいのちについて考える週間 就学支援委員会	水	土	火
10	木	特特4 11:45下校 PTA常任委員会①(体育館)	土 健全育成会総会(会場:大平台小)	火	木 6年薬学講座	日	水
11	金	給食開始<1年13:20 2-6年14:20下校> (仮)2-6年計算力調査	日 第1回資源物回収	水 参観会(5校時懇談会なし)CS会議	金	月 山の日	木 PTA常任委員会③
12	土		月 6年委員会15:00下校 発達支援大会	木 サポート検査(2・5年)	土	火 閉庁日	金
13	日		火	金 芸術鑑賞教室	日 第2回資源物回収	水 閉庁日	土
14	月	市教研(教科)(特4) 13:00下校 心電図1・4年 交通安全教室 5,6年	水	土	月	木 閉庁日	日
15	火	市教研(領域)(特4)13:00下校	木	日	火 給食最終日	金 閉庁日	月 敬老の日
16	水	交通安全教室1・2・3・4年	金 (特4)1~5年13:00下校 運動会準備6年: 14:00下校 尿検査②	月 民生児童委員と語る会 5校時参観	水 【特特4 全校11:45下校(給食なし)】5年:30分間 回泳(弁当持ち)	土	火
17	木	全国学力調査6年(理科あり)	土 運動会AM(給食なし)	火 交通安全リーダーと語る会(5校時)	木 【特特4 全校11:45下校(給食なし)】 回泳予備日	日	水
18	金	参観会(2校時)かわな事前研修会	日 運動会 予備日①	水	金 【特3全校11:20下校】 終業式	月	木
19	土		月 運動会 予備日② 休業日(運動会)	木 わかば遊び	土	火	金 参観会(5校時)・ 懇談会
20	日	自治会総会(大平台小)	火 教育実習開始~6/6	金 1-3年14:00下校 4-6年クラブ15:15下校	日	水	土
21	月	1年生を迎える会(1年13:20 2-6年14:00下校)個別面談(希望制) (1年13:20 2-6年14:00下校)個別面談(希望制) 健全育成会常任委員会	水 市教研(教科・事務)(特4)13:00下校	土	月 海の日	木	日
22	火		木	日	火 個別面談①※全員	金	月 (特5)14:00下校
23	水	(1年13:20 2-6年14:00下校)個別面談(希望制)	金 新体力テスト5年のみ	月 職会・生指・いじめ	水 CS会議・校内研修・アレルギー研修	土	火 秋分の日
24	木	(1年13:20 2年13:10 3-6年14:00下校)個別面談(希望制)避難訓練	土	火	木 個別面談②	日	水 生徒指導委員会
25	金	(1年13:20 2-6年14:00下校)個別面談(希望制)全国調査質問紙調査(6年)	日	水	金 個別面談③	月	木 修学旅行 【1・2年13:10 3-5年14:00下校】
26	土		月	木	土	火	金 修学旅行 6年以外<特5>14:00下校
27	日		火	金	日	水	土
28	月	(1年13:20 2-6年14:00下校)校外学習AM 雨天2日(金)に延期	水 市教研(領域)(特4)13:00下校	土	月 個別面談④	木 学年主任者会④・学年会・全体打合せ	日
29	火	昭和の日	木	日	火 個別面談⑤	金 (特3)始業式 11:20下校	月 6年委員会15:00下校
30	水	避難訓練予備日	金 6年こころの劇場(弁当持ち)尿検査③ 週案提出(全学年)	月 つどい(安全ボランティア顔合わせ) 6年委員会15:00下校	水	土	火 新体力テスト3・4年
31			土		木 4校合同研修会	日	

令和7年度行事計画

浜松市立大平台小学校

		10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	水	新体力テスト5・6年	土	月	保健週間-12/5まで6年委員会15:00校	木	元日	日	環境整備作業	日	1	
2	木	新体力テスト1・2年 2年:5時間 3年:6時間開始 学年主任者会⑤	日	火	学年主任者会⑦	金	年末年始の休日	月	成績交換 学年主任者会⑧	月	〈特5〉14:00下校進級卒業認定会	2
3	金	わかば配付	月	水	文化の日	土		火	入野中入学説明会PM(保護者のみ) CS会議3校時参観	火		3
4	土	PTA次年度三役選出会	火	木	わかば(縦割り)清掃スタート	日		水		水	通学班会・教材採択・キャリアス回収日	4
5	日		水	金	市教研(領域)〈特4〉13:00下校	月	閉庁日	木	5年音楽鑑賞教室(弁当持ち)新入学児童説明会(AM)	木	PTA三役会⑦	5
6	月	林間学校(5年)5年以外〈特5〉	木	土	学年主任者会⑥ PTA三役会⑤	火		金	〈普5〉14:20下校職員ワックス塗り(学級清掃)	金		6
7	火	林間学校(5年)1年13:10 2~4・6年14:00下校	金	日	博物館資料貸し出し-11/14まで	水	〈特3〉始業式 新年昼食会	土		土		7
8	水	〈5年のみ特4他は普通日課〉	土	月		木	1年13:35 2-6年14:20下校 給食開始 PTA三役会⑥	日		日	第6回資源物回収	8
9	木	〈5年のみ特4他は普通日課〉	日	火	さなる幼稚園交流(仮)	金	〈特5〉14:00下校	月	朝:机を戻す・図書室使用不可	月	生指・いじめ	9
10	金		月	水	〈特5〉つどい 就学支援委員会	土	個別面談(12月は希望)	火	昼:わかば活動	火	〈特4〉1~4年13:00下校 5-6年卒業式総練習15:15下校予定	10
11	土		火	木		日		水	建国記念の日	水		11
12	日		水	金	(特5)個別面談(希望)	月	成人の日	木		木	給食最終日 1年13:10 2-6年14:00下校 教務部会 PTA常任委員会⑤	12
13	月	スポーツの日	木	土	学習発表会準備	火	1年13:10 2-6年14:00下校	金	一覧表提出	金	〈特特4〉11:45下校	13
14	火		金	日	PTAあいさつ運動(いい声かけデー) 学習発表会	水	民生児童委員と語る会 5校時参観	土		土		14
15	水	就学時健診事前打ち合わせ	土	月		木	PTA常任委員会④	日		日		15
16	木		日	火	第4回資源物回収	金	1年13:10 2-6年14:00下校 個別面談 CS会議	月	つどい(安全ボランティアに感謝する会)5-6年委員会15:00下校 生指・いじめ	月	〈特3〉修了式11:20下校 5年卒業式準備PM(弁当持ち) 週案提出	16
17	金	清掃リーダー会	月	水	青空週間-11/27まで職員・生指・いじめ	土	〈特5〉個別面談 給食最終日	火	参観会(2校時)	火	〈特3〉卒業式AM(6年のみ) 要録・学級編成鉄庫へ	17
18	土	PTA次年度専門委員会役員選出会	火	木		日	〈特特4〉11:45下校	水	第5回資源物回収	水	春の企画・新年度書類仕分け	18
19	日		水	金	わかば遊び	月	〈特3〉終業式	木	5・6年委員会15:00下校	木	春の企画	19
20	月	★教育センター計画訪問★	木	土		火		金		金	春分の日	20
21	火	就学時健康診断 特特4 11:35下校(給食なし)	金	日		水		土		土		21
22	水	職会・生指・いじめ	土	月		木	1年13:35 2-6年14:20下校	日		日		22
23	木		日	火	勤労感謝の日	金		月	天皇誕生日	月	春の企画	23
24	金		月	水	振替休日	土		火	1年13:10 2-6年14:00下校 教務部会(下書き点検)	火		24
25	土		火	木	閉庁日	日		水		水	(仮)離任式	25
26	日		水	金	閉庁日	月	〈特5〉14:00下校 青空週間-2/6まで 就学支援委員会	木		木		26
27	月	6年委員会15:00下校 PTA次年度専門委員会正副委員長選出会	木	土	青空週間最終日	火		金	6年生を送る会 キャリパス配付 週案提出(全学年)	金		27
28	火		金	日	浜松市学力調査(5年国・算)	水		土		土		28
29	水	市教研(教科)〈特4〉13:00下校	土	月	閉庁日	木		日		日		29
30	木		日	火	年末年始の休日	金		月		月		30
31	金	週案提出(全学年)	月	水	年末年始の休日	土		日		火		31